

## 村上市監査委員公表第3号

平成30年度

村上市三面財産区定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

平成31年2月7日

村上市監査委員

瀬 賀 良

小 杉 和 也

## 平成30年度 村上市三面財産区定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年度村上市三面財産区について、定期監査を実施したので、報告します。

### 1 監査の期間

自 平成30年12月26日  
至 平成31年 2月 7日

### 2 監査場所

村上市役所 監査委員室

### 3 監査方法

平成29年12月1日から平成30年11月30日までの業務を監査の対象とした。その中から視察研修業務について関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が適正かつ効率的に行われているかを聴取の上、監査した。

### 4 監査の結果

今年度の視察研修先財産区については、規模も同程度で、県内ということもあり、参加者の感想を見ても、有意義なものだったと認められる。

今後は、こういった視察を参考に、所有財産の更なる有効活用を図っていただきたい。